

国税徴収法第104条の2の規定により、令和4年11月1日から同月8日の間に実施した不動産公売に係る公売財産の次順位申込者を次のとおり決定しましたので、同法第106条第2項の規定により公告します。

令和4年11月15日

京都市長 門川 大作

1 売却区分

行財6

2 公売財産の表示

公売財産1 土地

所 在 京都市伏見区桃山町泰長老

地 番 93番33

地 目 宅地

地 積 65.39㎡

公売財産2 建物

(一棟の建物の表示)

所 在 京都市伏見区桃山町泰長老 93番地17、93番地32、
93番地33、93番地34

構 造 木・鉄骨造ルーフィング葺2階建

床 面 積 1階 162.23㎡

2階 145.30㎡

(専有部分の建物の表示)

家屋番号 泰長老 93番33

種 類 居宅・店舗

構 造 木・鉄骨造ルーフィング葺2階建

床 面 積 1階 39.14㎡

2階 35.10㎡

以上登記簿による表示

公売財産1及び2は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売しました。

3 次順位申込価額

5, 510, 000円

4 次順位申込者の氏名又は名称

株式会社 橘 工務店

5 次順位申込者の決定年月日

令和4年11月8日

6 売却決定の日時

令和4年11月29日午前10時00分

7 売却決定の場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階

京都市行財政局市税事務所納税室収納対策担当（高額徴収担当）

（市税事務所納税室）